

## 2 協議事項：令和8年度モデル事業の実施について

資料2-3

### 3 主要検診機関の状況

市町村アンケート結果（資料2-2）をもとに以下の主要4検診機関にモデル事業参加への協力を依頼

検診機関	参加可否	内容（状況・意見等）
青森県総合健診センター	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者のほとんどが青森市民であり、当センターが参加しても青森市が参加していないとあまり意味がない</li> <li>・モデル事業参加による検診機関の負担が大きい（自己負担額の回収等）</li> <li>・実施するとすれば施設内での検診となる</li> <li>・これまでも被扶養者の特定健診と合わせて市町村のがん検診受診を勧めているので、そこは運用上変わらない</li> </ul>
弘前市医師会健診センター	不参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターに事業主健診を申し込む事業所のほとんどが協会けんぽ加入事業所であり、かつそのほぼ100%が生活習慣病予防健診を申し込んでいるため、この事業に参加するメリットがない</li> <li>・検診機関の負担が大きいので、例えば請求先を県に一本化するなどの対応が必要と考える</li> </ul>
八戸市総合健診センター	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者のほとんどが八戸市、おいらせ町及び階上町民であり、これらはすでに委託契約済み。モデル事業に参加しても受診者が増えるとは思えない</li> <li>・締結済みの委託契約では仕様上、「住民確認」する数が少ないため電話で実施していたが、モデル事業に参加した場合、手順にある「住民確認」や「請求事務の増加」が懸念される</li> <li>・健康リテラシーが低い事業所は、経営者の意識を変えることが重要</li> </ul>
八戸西健診プラザ	参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の契約がある市町村はこれまでどおりとなるが、既存の契約がない市町村について、様式が異なったり請求先が増えると負担が大きい</li> </ul>

#### < 県の対応方針 >

関係機関からの意見等を踏まえ、集合契約の仕様、様式、契約単価等の詳細を決めて、契約書案を作成・提示し、関係機関と調整の上、集合契約締結に向けて進めていく